

別表3

埋立処分に係る判定基準

廃棄物の種類	(1)汚でい	(1)鉛さい (2)(1)を処理したもの	(1)燃えがら (2)ばいじん (3)(1)、(2)を処理したもの
アルキル水銀化合物	不検出	不検出	不検出
水銀又はその化合物	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
カドミウム又はその化合物	0.09mg/L以下	0.09mg/L以下	0.09mg/L以下
鉛又はその化合物	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下
有機燐化合物	1mg/L以下	—	—
六価クロム化合物	1.5mg/L以下	1.5mg/L以下	1.5mg/L以下
砒素又はその化合物	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下
シアノ化合物	1mg/L以下	—	—
PCB	0.003mg/L以下	—	—
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	—
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	—
ジクロロメタン	0.2mg/L以下	—	—
四塩化炭素	0.02mg/L以下	—	—
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	—	—
1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	—	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	—	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L以下	—	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	—	—
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	—	—
チウラム	0.06mg/L以下	—	—
シマジン	0.03mg/L以下	—	—
チオベンカルブ	0.2mg/L以下	—	—
ベンゼン	0.1mg/L以下	—	—
セレン又はその化合物	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.5mg/L以下	—	0.5mg/L以下
含水率	85%以下(陸上埋立)		
強熱減量	15%以下(油性廃棄物)		15%以下(燃えがらのみ)
ダイオキシン類*	3ng-TEQ/g以下	3ng-TEQ/g以下	3ng-TEQ/g以下

* ダイオキシン類の分析は、ダイオキシン類対策特別措置法が適用される特定のものと野焼き等の不適正な処理で発生したものが対象。

水銀含有ばいじん等でないことの判定基準

廃棄物の種類	ばいじん、燃えがら、汚泥、鉛さい
水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。)	15mg/kg以下

* 分析方法については、「水銀廃棄物ガイドライン」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)によるものとする。